資　料　編

【参考資料】

「防災と観光の共存に向けた国・地域間の連携の在り方調査」に対する地域（県・市町村）の計画・構想調書

＜要請内容（文）＞

国調査に対して地元県・市町村で進められている広域的な計画・構想があれば、調査に反映させて行きたいと思いますので、別添様式に従って記入して下さい。

また、その関係資料があれば、各調査事務局まで郵送して頂ければ幸いに存じます。

特に、重要な避難路・アクセスとなる基幹的な道路については、別添「参考図」を参考にして下さい。既に、情報提供済みの計画・構想については、記入の必要はありません。

＜要請対象＞

富士箱根伊豆ネットワーク会議広域連携部会参加市町村

＜調査事項＞

１．基幹的な広域避難・観光アクセスに係る道路整備計画・構想
２．基幹的な広域避難・観光アクセスに係る海上交通計画・構想
３．基幹的な広域避難・観光アクセスに係る航空交通計画・構想
４．広域避難地・観光拠点に係る計画・構想
５．広域防災・観光振興に係る総合協定締結の動向の有無
６．防災及び観光振興に係る情報通信システムの導入状況
７．その他広域避難・観光振興に係る計画・構想

注：なお、本アンケートについては、担当部局あるいは担当者レベルでの構想・提案的なものも含まれている。

「防災と観光の共存に向けた国・地域間の連携の在り方調査」に対する各県・市町村の計画・構想
調査項目１～５、７のみ抜粋

■静岡県

1. 基幹的な広域避難・観光アクセスに係る道路整備計画・構想

①計画・構想名	②目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画等の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題（検討経緯と内容及びその課題）	⑤今後の方針
南国伊豆横断道路整備促進期成同盟会	賀茂地区は 7 市町村の圏域で成り、伊豆半島の南半分を占める広大な面積をもつ圏域であり、公共交通機関の鉄道は東海岸しかないため、道路は生活・経済を始めあらゆる部門において重要な役割を果たしている。 特に賀茂地区は観光産業に依存するウェイトが非常に高く、国道 135 号などの幹線道路に災害が発生すると観光産業は大きなダメージを受けるのが実情である。このため、予定されている伊豆縦貫自動車道など南北間道路へのアクセス等を視野に入れた道路のネットワーク化、松崎新港の整備と併せ、新たな観光の取り組み、災害対策、経済活動の活性化、また各種行政施策へのインパクトを与える道路として南国伊豆横断道路の整備を要望する組織。	平成 16 年度 10 月 29 日付けで、7 市町村（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村）で同盟会を設立し、同年 11 月に県知事始め県の関係部局に要望書を提出した。 当路線の一部は広域圏の整備計画にも合致している。	南国伊豆横断道路は、町道、農道、県道、国道が混在するルートであり、狭隘箇所も多く、現在県で整備を進めている農免道路の整備の延長と、県道湯ヶ野松崎線の全線県道への移管により一括整備を要望しているところである。	財政は厳しい状況にあるが、当同盟会の目的に沿い、要望活動を実施したい。
伊豆スカイライン完結促進期成同盟会	伊豆スカイライン及び西伊豆スカイラインを延長、接続し完結させることを目的とし、完結により伊豆の観光道路、災害時の迂回路としての道路整備を要望する。	下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆長岡町、賀茂村、戸田村による同盟会であり、毎年度県の関係部局への要望活動を実施している状況である。 東伊豆道路建設促進期成でも伊豆スカイラインの南進を要望しているところである。	要望区間が国立公園の特別保護区や第 2 種特別地区に近接、または通過しなければならないなどの、法令による期成などをクリヤーしなければならないという大きな課題がある。	財政は厳しい状況にあるが、当同盟会の目的に沿い、要望活動を実施したい。
伊豆縦貫自動車道の建設促進	地域経済の活性化や物流、緊急輸送路等の役割を果たす伊豆地域の今後の発展に不可欠な伊豆縦貫自動車道の早期完成を目的とする。	伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会 静岡県、県内の市町村の長、議会議長及び産業団体により組織 （参考）伊豆縦貫自動車道建設推進期成同盟会 県内の商工会議所、観光協会等民間産業団体により組織		一日も早い全線開通と、短期間で大きな効果が発揮できる道路ネットワークの構築のため関係機関への要望活動を実施する。
伊豆縦貫自動車道「河津下田道路」及びアクセス道路建設の促進	下田市及び賀茂郡の地域の発展のため、伊豆縦貫自動車道「河津下田道路」の建設促進とアクセスする幹線道路の整備促進を図る。	伊豆縦貫自動車道「河津下田道路」及びアクセス道路建設促進期成同盟会 下田市及び賀茂郡の市町村の長、市町村議会議長及び産業団体で組織（平成 15 年 2 月設立）	下田市においては、平成 15 年 10 月に伊豆縦貫自動車道河津下田道路Ⅰ期のルート帯や 4 つのインターチェンジの概略位置が示されたことにより、今後の都市づくりに大きな営業が及ぶこととなり、環境問題、地域経済の活性化、周辺市町村との連携強化等も踏まえ都市計画マスタープランの見直しを行うこととした。	河津町～下田市区間のⅠ期の早期着工とⅡ期の着工準備を要望する。
静岡 30 構想	県民が都市のもつ利便性と農山村の持つ自然の良さを享受し、豊かで快適な地域社会を建設するため、県内に住む人が最寄りの高規格幹線道路のインターチェンジ、及び地域中心都市へ 30 分で移動できる道路網の確立を目指す道路整備を進める。 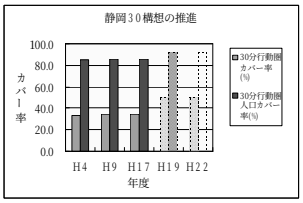 区　分 / 30分行動圏カバー率 (%) / 30分行動圏人口カバー率(%) 平成4年度 実績 / 33.1 / 84.9 平成9年度 実績 / 34.1 / 85.5 平成17年度 目標 / 34.1 / 85.5 平成19年度 目標 / 50.0 / 92.5 平成22年度 目標 / 50.0 / 92.5	本構想は、第 11 次五箇年計画にあたり、平成 4 年に策定している。	静岡 30 構想は、伊豆縦貫自動車道や第二東名自動車道などの新たな IC が供用開始されないため、数字に変化が現れてこない。	静岡 30 構想は、平成 9 年以降数字に変化は現れないが、道路整備が概ね完了するまでに 5～10 年程度を要すること、アクセス道路の整備が規格の高い道路の供用時期に合わせて計画されることなどを踏まえ、順次整備を行ってく。 また、アクセス道路の整備等を評価できるような中間的な指標の導入も検討する。

国道 414 号整備促進期成同盟会	本同盟会は、国道 414 号に関する当地域の発展並びに増大する交通量の緩和のため抜本的整備促進を図ることを目的として昭和 56 年に設立され、静岡県東部、伊豆の国道 414 号沿線 6 市町で構成している団体である。 本会の目的を達成するため、国土交通省並びに関係方面に対する請願、陳情を毎年行っている。	本路線は、伊豆半島の中央部を縦断しているため山間地が多く狭隘な個所や急カーブが多く点在している。 特に夏季の観光シーズンはもとより、至るところで慢性的な渋滞が発生し、地域住民の日常生活にまで影響が生じている状況である。1日も早い事業の完成が望まれている。また、本路線は現在事業が進められている伊豆縦貫道路のアクセス道路としての位置付けがされている。	本路線は、下田市から河津町、伊豆市、大仁町、伊豆長岡町を経由し沼津に至る延長Ｌ＝79.2 ㎞の道路である。また、平成 6 年に静浦バイパス延長 7.9 ㎞が事業化された。 本道路は、伊豆中央部を縦貫し、産業、経済、観光等、あらゆる面で極めて重要な機能を有し、地域発展に不可欠なものである。また、発生が危惧されている神奈川県西部地震や、伊豆諸島の群発地震、大規模災害の際の重要な緊急輸送路としての機能を有している。	事業の早期完成を目指し、関係機関に予算の増額等積極的な要望活動を実施して行く。
一般国道 246 バイパス建設促進期成同盟	本同盟会は、国道東京・沼津線の増大する交通量の緩和をはかり、経済力の集中する地域との交流による経済効果を飛躍的ならしめるため、国道東京・沼津線の新線建設を推進することを目的として昭和 40 年に設立され、静岡県東部の国道 246 号バイパス沿線 5 市町で構成している団体である。 本会の目的を達成するため、国土交通省並びに関係各方面に対する請願、陳情を行うとともに、必要な調査、宣伝、普及を行っている。	本路線は、近年、首都圏から研究施設や事業所の進出が相次ぎ、重貨物車等を含む通過交通の増加は著しく、慢性化する交通渋滞のために、沿線住民の生活環境はもとより、均衡ある地域社会の発展にも深刻な影響を与えている。 現在本路線は 4 車線化に向け事業を進めており、全線の 80%が完成している。	一般国道 246 号(裾野バイパス)は駿東郡小山町（神奈川県境）から、御殿場市、裾野市、長泉町を経由し、沼津市に至る延長Ｌ＝35.3 ㎞の道路である。 本道路は、東京・沼津間を、東名高速道路と並行して結んでいて、沿線は近年、首都圏から、先端技術関連産業の研究施設や事業所の進出が相次ぎ、高度技術集積ゾーンとして急速に発展しており、地域社会の産業・経済活動に欠かすことの出来ない重要な路線である。さらに発生が危惧されている大地震等大規模災害の際には東名高速道路に次ぐ地域唯一の幹線道路としての機能をもつている。	事業の早期完成を目指し、関係機関に予算の増額等積極的な要望活動を実施して行く。
沼津・土肥間道路整備促進期成同盟会	本同盟会は、主として（仮称）西浦道路、沼津土肥線等、沼津市から伊豆市土肥までの抜本的な道路整備促進を図るため、積極的な活動を行うことを目的として平成５年設立され、沼津市、伊豆市土肥間沿線、4 市町村で構成している団体である。 本会の目的を達成するため、関係方面に対する請願、陳情を行っている。	本路線、伊豆半島の西海岸沿いを進むルートで、特に沼津市西浦江梨地先より戸田村との行政境に、いまだ大型車両のすれ違いが困難な狭隘個所が多く、沼津市・戸田村間の風向明媚な西海岸の観光道路としての利用が難しいことと併せ、緊急車両の運行や、日常物資の運搬はもとより、沼津市・戸田村の交流発展にも支障をきたしている。	本路線は、沼津市から、戸田を経由し、伊豆市土肥に至る延長Ｌ＝47.8 ㎞の道路である。本線は、奥駿河湾越しに我が国の象徴である富士山を仰ぐことができる観光道路として、また、沼津～伊豆市土肥間を結ぶ広域幹線道路として位置付けされている。他方、平成 5 年には（仮称）西浦道路のルートが発表がなされ、国道 414 号静浦バイパスと連絡することにより、西伊豆間の幹線道路軸の強化につながり、地域の発展や、災害時の緊急輸送路等に活用される。	事業の早期完成を目指し、関係機関に予算の増額等積極的な要望活動を実施して行く。
東駿河湾環状線道路整備促進期成同盟会	本同盟会は、東駿河湾地域の発展並びに増大する交通量の緩和のため、東駿河湾環状道路の整備促進を図ることを目的として設立され、静岡県東部、伊豆の東駿河湾環状道路沿線 6 市町で構成している団体である。 本会の目的を達成するため、国土交通省並びに関係方面に対する請願、陳情を行っている。	本路線は、昭和 63 年度に事業着手され、現在用地進捗率 95%工事進捗率 50%と事業が進められている。また、平成 19 年度には沼津地区において第 39 回技能五輪国際大会が開催され、さらには第二東名自動車道の開通も予定されているため、本路線も、平成 19 年度末までには主要地方道熱海函南線までの供用開始ができるよう、毎年関係機関に強力に要望している。	本路線は、沼津市から、駿東郡長泉町、裾野市、三島市を経由し、田方郡函南町に至る延長Ｌ＝15.0 ㎞の区間が、伊豆縦貫自動車道（沼津市～下田市間延長約 60 ㎞）一部として昭和 63 年に事業化された。また、未整備区間として岡宮 IC（仮称）から西進するルート約 8.0 ㎞がある。 本道路は、東名、国道 1 号、国道 246 号、伊豆縦貫自動車道、さらには第二東名自動車道にも接続するなど、静岡県東部地域における基幹道路及び生活道路として東駿河湾道路網体系の骨格を形成するもので、環状道路沿線地域への高次都市機能の集積と発展を支える枢要な役割を担うものである。 さらに、現在発生が危惧されている東海地震や神奈川県西部地震等に備えるライフラインとしての機能を果たすものである。	事業の早期完成を目指し、関係機関に予算の増額等積極的な要望活動を実施して行く。

伊豆湘南道路建設推進期成同盟会	・ 伊豆・湘南地域の各市町村間の交流・連携を充実させる。 ・ 伊豆・箱根地域に点在する観光拠点を広域的にネットワーク化する。 ・ 東西方向の交通需要に対して、交通渋滞の分散を図り、国道135 号沿線市街地内での交通混雑の解消を促進。 ・ 東名自動車道等と一体となり神奈川県西部と静岡県東部の連絡を強化し地域産業の活性化・観光事業の活性化を図る。 ・ 災害時に静岡県東部地域と神奈川県西部地域との連絡機能を強化する。 ・ 降雪時に東名自動車道の代替路線として機能する。	静岡県側 沼津市、長泉町、三島市、函南町、熱海市、沼津商工会議所、長泉町商工会、三島商工会議所、函南町商工会、熱海商工会議所、 神奈川県側 湯河原町、真鶴町、小田原市、湯河原町商工会、真鶴町商工会、小田原商工会議所	平成 9 年 12 月　（仮称）伊豆・湘南道路整備に関する基礎調査業務委託（熱海市） 平成 10 年 8 月　伊豆湘南道路建設促進期成同盟会設立（熱海市） 平成 10 年 11 月　「県際とみち」シンポジウム開催（熱海市） 平成 10 年 11 月　建設省、静岡県、神奈川県へ要望活動 平成 11 年 7 月　第二回伊豆湘南道路建設促進期成同盟会総会（湯河原町） 平成 11 年～　国土交通省（旧建設省）、静岡県、神奈川県へ要望活動の実施 平成 12 年 7 月　第三回伊豆湘南道路建設促進期成同盟会総会（函南町） 平成 13 年 7 月　第四回伊豆湘南道路建設促進期成同盟会総会（熱海市） 平成 14 年 10 月　第五回伊豆湘南道路建設促進期成同盟会総会（湯河原町） 平成 15 年 7 月　第六回伊豆湘南道路建設促進期成同盟会総会（函南町）	早期着工に向けて、今後も要望らを踏まえ推進していく。
東名・中央連絡道路建設促進期成同盟による請願・陳情	富士周辺道路（国道 138 号）の激増する交通量の緩和と、静岡・山梨両県の産業・文化及び観光の交流による経済効果を高め、地域の開発振興を図るため、東名・中央高速道路の御殿場、河口湖インターチェンジの連絡道路建設を促進することを目的としている。	東名高速道路と中央高速道路を連絡する一般国道 138 号は、富士・箱根・伊豆の周遊ルートを担う路線として幅広く利用されているだけでなく、予想される東海地震・神奈川県西部地震における災害時の緊急輸送路として、ますます重要となるため、沿線の 6 市町村（御殿場市・小山町・富士吉田市・富士河口湖町・山中湖村・忍野村）の首長・議会議長で、東名・中央連絡道路建設促進期成同盟を構成し、国土交通省や関係各方面への請願・陳情や、必要な調査・宣伝普及を行っている。 また、上部団体である道路整備促進期成同盟会全国協議会・静岡県道路整備促進期成同盟会連合協議会・山梨県道路整備促進期成同盟会連合会・第二東名自動車道建設促進期成同盟会が実施する事業等にも協力している。	平成 15 年 7 月に 2 期工事が完了した御殿場プレミアムアウトレットへの来客数は年間 900 万人を超え、休日には東名高速道路、国道 138 号・246 号はもとより、周辺の生活道路も渋滞を極めている。 今後、第二東名自動車道の整備、さらに平成 19 年には富士スピードウェイにおいてＦ１レースの開催が予定されており、アクセス道路である東名・中央連絡道路の渋滞に拍車が掛かることが予想される。 なお、地域防災計画において、国・県道等を緊急輸送路として位置付けている。 東海地震対策大綱において、広域受援計画が策定され、県外からの災害支援体制の整備が進められる中、陸上交通網の整備が不可欠である。	本年度（平成 16 年度）は、国に対して 8 月に、県に対しては 10 月に要望書を提出した。 今後も、当路線の整備に向けてなお一層効果的な要望活動を展開していく。
御殿場線輸送力増強促進連盟による請願・要望	ＪＲ東海御殿場線の複線化をはじめ、輸送力の増強、利便性の向上を図るとともに、沿線地域の振興・発展を推進することを目的としている。	ＪＲ東海御殿場線沿線地域は、先端技術産業や試験研究・研修機関の集積が進み、また、観光面においても富士箱根伊豆国立公園や丹沢大山国定公園に含まれ多数の観光客が訪れている。 また、同地域は東海地震・神奈川県西部地震の防災対策強化地域に指定されており、震災時における東海道本線の迂回路線としての機能も期待されている。 そこで、沿線の 13 市町村（御殿場市・沼津市・裾野市・長泉町・小山町・山北町・小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・開成町・箱根町）の首長・議会議長で、御殿場線輸送力増強促進連盟を構成し、国土交通省や関係各方面への請願・要望や、沿線地域の活性化に関する事業を行っている。 また、上部団体である全国鉄道整備促進協議会が実施する事業等にも協力している。	平成 15 年 7 月に 2 期工事が完了した御殿場プレミアムアウトレットへの来客数は年間 900 万人を超え、休日には東名高速道路、国道 138 号・246 号はもとより、周辺の生活道路も渋滞を極めている。 さらに平成 19 年には富士スピードウェイにおいてＦ１レースの開催が予定されており、来訪者への御殿場線利用に対する更なる取り組みが必要である。	本年度（平成 16 年度）は、国に対して 8 月に、県に対しては 10 月に要望書を提出した。 沿線市町も、御殿場線を静岡県・神奈川県の県際交流を推進する上で、重要な交通導線の基軸として捉え、乗客の利便性の向上のための公共施設整備や各種イベントの開催、インターネットによる沿線地域の紹介などに努めている。 今後も、御殿場線の輸送力増強に向けてなお一層効果的な要望活動を展開していく。
		防災単独での道路整備計画・構想はない。 （他課の事業で、防災面での位置づけを行っている場合があると思われる）	地域防災計画において、国・県道等を緊急輸送道路として位置付けている。 東海地震対策大綱において、広域受援計画が策定され、県外からの災害支援体制の整備が進められる中、陸上交通網の整備が必要と思われる。	

２．基幹的な広域避難・観光アクセスに係る海上交通計画・構想

①計画・構想名	目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題（検討経緯と内容及びその課題）	今後の方針
南伊豆地区・首都圏海上高速航路の推進	南伊豆地区と首都圏を結ぶ海上高速航路の開設により、相模湾・駿河湾の海上交通ネットワークの創出により、広域的な観光ルートの発展に取組み、当地区の観光振興と地域活性化の推進を図るもの。	平成15年度に国土交通省関東運輸局による「公共交通活性化プログラム」において、渋滞緩和等による環境負荷の低減、広域的な観光ルートの開設等を目的とした「房総～伊豆半島を結ぶ海上ルート開設のための検討会」が開設され、平成16年7月に東海汽船㈱の所有するジェットフォイルによる「東京（竹芝）～房総（館山）～伊豆（下田）を結んだモニター運行が実施された。 このような状況を受け、平成16年11月に国土交通省、静岡県、下田市、南伊豆町等の行政と運輸、港湾、観光関係者等で組織する南伊豆地区・首都圏海上高速航路推進協議会が設立された。	平成17年2月17～18日に当協議会において海上高速航路の開設に向けた取組みの一環として、当地域の観光シーズンに合わせ、旅行エージェントと連携したジェットフォイルチャーター運航を実施し、定期航路開設に向けた調査、研究を行う。	定期航路開設に向け、調査･研究、要望・PR活動を実施する。
港湾の整備と海上交通ネットワークの構築	特的地域振興重要港湾として選定されている松崎港については、地域の振興や予想される東海地震などに対応出来る防災機能の強化を目的に新港の整備が進められている。 静岡空港との連携を視野に入れて、松崎新港と御前崎港を高速船（カーフェリー）で結ぶことにより、海外や関西圏・中部圏からの観光客の増を図り、また、予想される東海地震等の災害時には防災拠点施設として充実していきたい。	松崎町第4次総合計画で最優先事業に位置づけられ、松崎新港湾建設促進期成同盟会及び伊豆地区・御前崎港海上高速航路推進協議会により早期実現に向けて事業を展開している。	第Ⅰ期工事が17年度で終了し、石材の積出し港として暫定開港するが、カーフェリーの接岸には、第2期工事でバースの増設が必要であるが、予算の確保が難しい状況である。	この3月には、静岡県防災船「希望」の接岸テストが予定されている。 期成同盟会を中心に早期完成のため予算確保と整備促進について強く要望し、御前崎市との交流事業を実施していく。

４．広域避難地・観光拠点に係る計画・構想

①計画・構想名	目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題（検討経緯と内容及びその課題）	今後の方針
須走地域「国道138道の駅」整備	日本有数の観光地域である富士箱根地域の中心である須走地域の国道138号線沿いに道の駅を設置する。首都圏から100ｋｍ圏内で静岡県・山梨県・神奈川県の県境という交通の要衝に位置しており、国道138号線、東富士五湖道路、富士山須走口登山道（ふじあざみライン）の広域交通結節点という立地である。 道の駅には、トイレ、飲食施設、情報提供施設、地域物産販売施設といった基本的機能のほかに、富士山や周辺の自然・歴史を体験できる「学習の場」や、都市と地元の「交流の場」、富士山の眺望や足湯による「癒しの場」などの機能をもたせる。 また、道の駅の隣接地には約10haの多目的広場を整備し、スポーツや臨時駐車場など様々な用途に利用し、災害時には観光客の避難地としても活用が考えられる。	平成14年度･15年度に須走地域振興策検討業務を行い、学識経験者と行政関係者による「須走地域「道の駅」とまちづくり懇談会」を組織し検討を重ね、道の駅を拠点としたまちづくり計画である『須走地域「道の駅」とまちづくり基本構想案』をとりまとめた。 今後は、「須走地域まちづくり協議会（仮称）」を設置し基本計画の策定を行うとともに、地域住民との協働作業による施設整備と連携のしくみを確立させる。 また、道の駅に対する住民の期待は大きく、先に行われた「須走まちづくりアンケート」でも、道の駅事業計画に対し8割の人が「大変良い」「良い」という回答をしている。	整備にあたっては、国土交通省の「まちづくり交付金」を活用し、行政と地域が一体となったまちづくりの実現のため、平成17年度採択に向けて申請中である。 また、平成16年6月に内閣総理大臣から認定された「交流人口拡大による地域再生計画」に「まちづくり交付金の創設」の支援措置を追加する変更申請を行い、地域再生計画の拡充を図っている。	・ 日本有数の観光資源や交通アクセスに恵まれた立地条件を最大限に生かした観光・交流の拠点としての「道の駅」を、地域住民との協働により実現できるよう努めていくとともに、広域的な役割についても施設整備に反映させていく。 ・ 富士箱根伊豆地域は国際的に人気の観光地であるため、多くの外国人観光客に対応できるような「もてなし空間」を創出し、地域の魅力を更に高めていく。
富士山火山防災計画	富士山が噴火した場合に、市民等の生命、身体及び財産を守るため、火山災害に対処するため必要な予防、応急対策について定める。	国の富士山火山防災協議会等において、広域的な避難が検討されており、これらを市の火山防災計画に反映させる。	国において、ハザードマップ等をもとに広域避難の具体的事項の検討が行われている。 影響範囲が広域であり、他県、他市町村への避難も想定される。	国・県等と連携を図り、地域の実状を反映した具体的な避難体制を含む、火山防災計画を策定する。

５．広域防災・観光振興に係る総合協定締結の動向の有無

①総合協定名等	②目的（協定の具体的な目的）	③現状（協定締結構成市町村、協定内容、活動状況など）	④活動実施上の課題	⑤今後の方針
既存 東京都渋谷区及び河津町の災害時における相互応援に関する協定	協定区域内において大規模な災害が発生し、被災都市独自では十分な応急措置が実施できない場合に相互応援協力をする。	□　協定締結市町村 河津町、東京都渋谷区 ※　協定内容 応急物資、資器材の提供、応急復旧に必要な職員の派遣 ※　活動状況 平成16年11月3日　締結 現在まで応援業務なし	災害に強い道路整備が必要。（高規格道路の整備）	引き続き協定内容により、連携強化を図る。
東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定	いずれかの協定市区町の区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市区町が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災地市区町以外の協定市区町が相互に救援協力し、被災市区町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行する。	東京等品川区をはじめ、18の市区町が締結をしており、会議・視察等を実施している。本年度は情報伝達訓練を実施する予定。	現在18の市区町が締結しているが、締結をしていない市区町がまだあり、協定締結市区町を増やしていく事が課題として挙げられる。	今年度、未締結市区町への協定締結の呼びかけ、訓練等を行った。今後については協定を継続していくが、詳細等については会議の協議によって決定していく。

東部地区災害応援協定　災害時等の相互応援に関する協定	協定を締結した市町村の地域に関わる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、当該市町村が他の市町村に要請する応急措置を円滑に遂行する。	沼津市をはじめとし静岡県東部地区及び伊豆地区の 22 の市町村が締結をしている。毎年 1 回以上の会議を開き、今後の方針等について協議を行っている。	災害時に迅速に対応できるように、より実践に即した形で訓練等を行っていく必要がある。	今後については、協定継続していくが、詳細等については会議の協議により決めていく。
既存 災害対策山静神連絡会議	山梨県、静岡県及び神奈川県における広域的災害対策について、調査研究し、その円滑な推進を図ることを目的とする。	構 成県 ：山梨・静岡・神奈川 規　　約：※別添資料有 活動状況：※別添資料有		
既存 災害救助に必要な物資の調達等に関する協定書	地震その他の災害救助に必要な物資の調達を目的とする。	・ 韮山町と伊豆の国農協との間の協定。 ・ 災害発生直後と発生 3～4 日、4 日以降に分けて、必要な食料、食材、生活必需品の供給を定めている。	・ 今までに協定にしたがって、物資が供給されるような災害が発生していない。	・ 平成 17 年 4 月の合併に伴い、見直しが必要となる。
既存 非常災害放送に関する協定書	町内に非常災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、非常災害放送を通じて、人命の救助、災害の救援及び交通通信の確保を図り、町民生活の安全確保及び秩序の維持に寄与することを目的とする。	・ 韮山町と㈱エフエムみしま・かんなみとの間の協定。 ・ 非常災害発生時に、韮山町の要請により非常災害放送を要請できることとし、他の放送に優先してこれを放送することを協定内容としている。	・ 今までに協定にしたがって、物資が供給されるような災害が発生していない。	・ 平成 17 年 4 月の合併に伴い、見直しが必要となる。
既存 災害時等の相互応援に関する協定	市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、他の市町村に要請する応急措置を円滑に遂行することを目的とする。	・ 沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、東伊豆町等、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆長岡町、戸田村、函南町、韮山町、大仁町、清水町、賀茂村、長泉町、小山町が構成市町村 ・ 被災者の一時収容のための施設の提供。 ・ 応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等のあっせん及び提供。 ・ 応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣。	・ 今までに協定にしたがって、物資が供給されるような災害が発生していない。	・ 平成 17 年 4 月の合併に伴い、見直しが必要となる。
災害時等の相互応援に関する協定（東部地域相互応援協定連絡協議会）	この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定の趣旨に基づき、この協定を締結した市町村の地域に係る災害は発生し、または発生するおそれがある場合において、市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、当該市町村が他の市町村に要請する応急措置を円滑に追行することを目的とする。	構成市町村 沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町、小山町　8 市 12 町 2 村　計 22 市町村 協定内容 ①　被害者の一時収容のための施設の提供 ②　応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資のあっせん及び提供 ③　応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣 ④　③に定めるものの他、特に必要と認められるもの	現実にこの協定を必要とする災害が起こっていないので、課題等は未知である。	定期的に協定内容を見直す必要がある。
地震等災害時の相互応援に関する協定	この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定の趣旨に基づき、地震若しくはその他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合、経済圏、生活圏を一にする両市町は、県境を越えて広域的にその対応を実施する必要があるため。	構成市町村　熱海市、湯河原町 協定内容 ①　情報の収集・伝達に関すること ②　消防・水防活動に関すること ③　避難に関すること ④　救援・救護に関すること ⑤　生活関連施設の応急対策に関すること ⑥　公共土木施設等の応急対策に関すること ⑦　環境衛生等の応急対策に関すること ⑧　その他両市町が応援を必要とすること	現実にこの協定を必要とする災害が起こっていないので、課題等は未知である。	定期的に協定内容を見直す必要がある。
地震等災害時の相互応援に関する協定書		別府市、伊東市、熱海市、奈良市、京都市長、松江市長、芦屋市長、松山市長、軽井沢町長、日光市長、鳥羽市長、長崎市長		

既存 a)東部相互応援協定 b)東海道 53 次市町村災害時相互応援に関する協定 c)長泉町青木村災害応援協定	・ 協定を締結している自治体で災害が発生した際に、災害を受けた自治体のみで十分な応急措置ができない場合の相互援助を目的としている。	a)静岡県東部 22 市町村－年に 1 度総会を実施し、情報（意見）交換を行っている。 b)東海道沿線 19 市町村－年に 1 度担当者会議及び情報伝達訓練を実施している。 c)青木村と長泉町－年度当初に担当部局（者）などの確認及び総合防災訓練等の際に情報伝達訓練を実施している。	・ 有線電話（FAX）を利用した情報伝達が多く、実効性に疑問がある。 ・ 東部の相互応援協定については、局所災害には有効だが、大規模災害については機能するのか疑問がある。 ・ 53 次については、災害の規模に関係ないが構成市町村が該当市町村から見ると少ないため、より多くの市町村を取り込む必要がある。	・ 机上ではなく、実戦部隊を活用した訓練を行っていく必要がある。
既存 災害時等の相互応援協定に関する協定	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定の趣旨に基づき、この協定を締結した市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、当該市町村が他の市町村に要請する応急措置を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。	市：沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、裾野市、伊豆市、御殿場市 町：東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 伊豆長岡町、函南町、韮山町、大仁町清水町、長泉町、小山町 村：戸田村、賀茂村	東海地震の場合、協定市町村全域が被災する恐れがある。	
既存 御殿場市及び取手市災害時相互応援に関する協定	協定市の区域内において地震等大規模な災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、被災市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため。	茨城県取手市 地域防災計画、防災マップ等の防災情報の交換を行っている。		連携強化を図り、災害時の応援体制をより強固なものにしていく。
既存 御殿場市及び岩国市災害時相互応援に関する協定	協定市の区域内において地震等大規模な災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、被災市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため。	山口県岩国市 地域防災計画、防災マップ等の防災情報の交換を行っている。		連携強化を図り、災害時の応援体制をより強固なものにしていく。
既存 静岡県消防相互応援協定	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、静岡県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。	県内全市町村、消防組合	東海地震において、協定市町村がともに被災する可能性がある。 災害派遣時の交通網確保が求められる。	協定市町村の連携を強化し、実効性の高い協定としたい。
計画 災害時等の相互応援に関する協定（案）	協定市町内に地震災害、火山災害、及び風水害その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、協定市町独自では十分な対応ができないときに、当該協定市町が他の協定市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。	現在、協定締結予定の箱根町に案を送付し、内容検討を依頼している。	東海地震、神奈川県西部地震において、両市町ともに被災する可能性がある。	意見交換などにより協定内容を精査し、実効性のある応援協定を締結する。

7．その他広域避難・観光振興に係る計画・構想

①計画・構想名	②目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画等の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題　（検討経緯と内容及びその課題）	⑤今後の方針
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク	・ 富士箱根伊豆交流圏の市町村が、圏域の自然環境、歴史、文化等を活かし守りながら、連携して交流を進め、課題の解決に取組むことにより、人が集まり活気あふれる圏域を形成することを目的とする。	・ 三県にまたがる富士箱根伊豆地域の 39 市町村で組織されている。三県 39 市町村あるため、位置付けについては、各県・各市町村により異なる。 ・ 組織は、本会議（首長会議）・総会（39 市町村担当課長相当職会議）・幹事会（総会の 1／3 の代表会議）・観光部会・広域連携推進部会で組織されている。	・ 広域なため、意思の統一が難しい状況がある。 ・ 観光客誘致のため、「食自慢ガイドを」、「絶景ポイントガイド」を作成。 ・ ポータルサイトを作成し、富士箱根伊豆統一イメージとして、観光情報や富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の取組等を紹介している。	・ 組織体制の強化を行い、構成市町村の賛同得た後、目的に沿った計画（事業）を協議により決めていく。 ・ 平成 17 年 1 月 27 日（木）に開催された「第 5 回富士箱根伊豆交流圏市町村サミット」において、「災害時における連携について」複数市町村から提案もあったため、今後、協議をしていく。

伊豆地域観光活性化協議会	魅力ある伊豆をアピールするとともに、新しい魅力的なサービスを提供する全国一の観光・リゾート地を目指した地域の取組みを推進し、伊豆地域の活性化を図ることを目的とする。	構成市町村 沼津市、熱海市。三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町　6市 11 町 2 村　計 19 市町村 事業内容 ①　伊豆地域の自然・文化・歴史・産業等の情報収集および情報発信に関すること ②　伊豆地域に共通するテーマごとのイベントの企画・調整推進に関すること ③　伊豆ぐるみでお客をもてなす心（ホスピタリティー）の取組みに関すること ④　伊豆観光の人材育成を図るための取組みに関する亜子と ⑤　魅力的なサービスを提供する観光システムの普及・定着に関すること ⑥　その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること	他に多くの同じ目的をもった団体があるので、統一を含めた一本化が望まれる。	いったん解散し、伊豆地域の多くのほかの多くの同じ目的をもった団体と一本化していく
魅力ある地域づくり総合支援事業	町民団体・組織などの民間活力を反映した観光振興策を実現するとともに、特産品や自然などの観光資源を再評価することにより、町の観光振興を図り、町観光交流協会（仮）の設立を目指す。	町観光協会などの観光主体の組織がなく観光振興が立ち遅れているため、今後、観光交流協会（仮）を組織し、観光振興へ向けて組織化を図る。	当町は旅館・ホテル等が少なく、他市町村の観光協会と同等のものは難しいことから、町民を巻き込んだ交流・町づくりの観光振興を図ることが必要。	観光ビジョン策定を民間と町が協働で策定することで、今後の観光振興への意識づけとなり、町づくりの活性化につながる。 平成 17 年度中の町観光交流協会（仮）の設立を目指す。
特になし		広域では「表富士観光協議会」という御殿場市・裾野市・小山町の 2 市 1 町の行政、観光協会、民間観光施設等で組織があり、広域での観光宣伝に努めている。		

■神奈川県

基幹的な広域避難・緊急輸送に係る道路整備				
①計画・構想名	②目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画等の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題（検討経緯と内容及びその課題）	⑤今後の方針
Ｓ.Ｋ.Ｙ.広域圏における東西国土軸防災ルートの構築	・ Ｓ.Ｋ.Ｙ.広域圏において、大災害が発生した場合、山沿いを走る東名高速道路、国道 246 号と相模湾沿岸沿いの西湘バイパス、国道 135 号といった東西の国土軸は相互に代替路線として機能することが考えられる。 ・ 具体的には、富士山の噴火により東名高速道路や国道246号が静岡県内で寸断された場合、東名高速道路大井松田インターチェンジから、国道 255 号、小田原厚木道路、西湘バイパスを経て小田原真鶴道路へ、そして静岡県東部地域へ至るルートが代替路線となる。 ・ しかしながら、神奈川県西部地域では、国道 255 号や小田原真鶴道路、国道１号といった広域幹線道路が日常的にも慢性的な渋滞となっており、東西を結ぶ重要な国土軸として、十分な機能を有しているとは言えない状況にある。 ・ そこで、東西の２つの国土軸が災害発生時に相互に十分な機能が発揮できるよう、相模湾沿岸の西湘バイパスの再延伸や広域農道小田原湯河原線などを整備して、更には、２つの国土軸を足柄平野で結ぶ酒匂川左岸縦貫道路や（仮称）小田原環状道路といった広域幹線道路の早期整備を図り、防災リダンダンシーを重視した道路ネットワークを構築する必要がある。 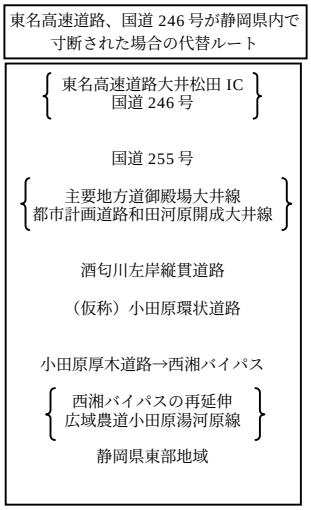	・調書１－１～１－４を参照	・調書１－１～１－４を参照	・ 現在、県西地域２市８町で取り組んでいる「防災と観光に係る県西地域基盤施設整備計画調査」において、その必要性を明らかにして国調査へ提案し、位置付けを図るとともに、地域再生交付金の活用等も視野に入れた実現化方策についても検討する。

１．基幹的な広域避難・観光アクセスに係る道路整備計画・構想

①計画・構想名	②目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画等の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題（検討経緯と内容及びその課題）	⑤今後の方針
1―1 西湘バイパスの再延伸	・ 西湘バイパス石橋インターチェンジから真鶴道路までの区間を結ぶ路線は国道135号だけであり、日常的にも慢性的な交通渋滞が発生している。 ・ この交通渋滞は、休祭日等に至っては、国道1号の小田原の市街地まで影響し、市民の日常生活や経済活動に支障をきたしている。 ・ 本路線は、この慢性的な交通渋滞を解消するとともに、伊豆方面への交通を強化充実させることにより、広域交流を活発化させ、地域振興・活性化を図ることを目的としている。	○上位計画等の位置付け（別添資料参照） ・ 神奈川県：「かながわ都市マスタープラン」及び「かながわ交通計画」に位置付け。 ・ 小田原市：総合計画「ビジョン21おだわら」前期基本計画及び「小田原市都市計画マスタープラン」に位置付け。（現在策定作業中の総合計画後期基本計画及び都市計画マスタープランにも同様に位置付けを予定。） ・ 県西地域広域市町村圏協議会：「県西地域総合都市交通体系マスタープラン」に位置付け。 ○組織化の状況 ・ 小田原市と真鶴町、湯河原町を母体に「小田原真鶴道路建設促進協議会」を組織し、国・県へ早期事業化の要望を行っている。 ・ 平成13年5月、国土交通省、神奈川県、日本道路公団、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町による「神奈川県西湘地域道路検討会」設立。 ・ 平成16年2月、国土交通省、神奈川県、日本道路公団、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町及び専門家（トンネル技術、水産関係）で構成する「小田原真鶴間道路整備検討会」設立。	○整備経緯と内容 ・ 平成7年3月に石橋インターチェンジまで（ブルーウェイブリッジ及び小田原厚木道路との接続）が開通した。 ○検討経緯と内容 ・ 「神奈川県西湘地域道路検討会」では、西湘バイパス～真鶴道路間における渋滞対策について、道路利用者の意向を踏まえつつ、約2年間にわたり検討を行った結果、当面早期に現道の機能拡充等を最大限に行い、将来的には2車線のバイパスを計画することとなった。 ・ これを受け、「小田原真鶴道路間道路整備検討会」が設立され、バイパス計画の具体化に向けた課題への対応及び現道の機能拡充等、当面実施する対策の効果検証を主として、概ね2～3年を目途に検討を行っていくこととなっている。 ○課題 ・ 道路公団の民営化により、事業主体等が決められない状況にある。	・ 「小田原真鶴道路建設促進協議会」により積極的に国・県に要望活動等を行い早期事業化を目指す。
1―2 酒匂縦貫道路	・ 本路線は、国道246号と（仮称）小田原環状道路とを結ぶ、都市計画道路小田原大井線、都市計画道路松田大井線、（仮称）酒匂川堤通線、（仮称）松田開成駒形線の合計 7450mの道路である。 ・ 神奈川県西地域においては、東名高速道路、国道246号と国道1号、西湘バイパスの東西を走る両国土軸を南北に結ぶ交通軸は、国道255号のみで結ばれているのが現状であり、交通渋滞が慢性化しており、市民の日常生活や経済活動にも支障をきたしている。。 ・ 本路線は、東名高速道路及び国道246号と本市を結ぶ国道255号の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、新たな南北方向軸を担う幹線道路として本市道路ネットワークを形成し、広域交流を活発化させ地域振興・活性化を図ることを目的としている。	○上位計画等の位置付け（別添資料参照） ・ 神奈川県：新総合計画「神奈川力構想・プロジェクト51」及び「かながわ都市マスタープラン」並びに「かながわ交通計画」位置付け。 ・ 小田原市：総合計画「ビジョン21おだわら」前期基本計画及び「小田原市都市計画マスタープラン」に位置付け。（現在策定作業中の総合計画後期基本計画及び都市計画マスタープランにも同様に位置付けを予定。） ・ 県西地域広域市町村圏協議会：「県西地域総合都市交通体系マスタープラン」に位置付け。 ○組織化の状況 ・ 小田原市と大井町、松田町を母体に「酒匂川左岸縦貫道路及び穴部国府津線道路建設促進協議会」を組織し、県に事業促進の要望を行っている。	○整備の状況（別添資料参照） ・ 都市計画道路松田大井線については小田原大井線との接続部分を残し、供用を開始している。 ・ 都市計画道路小田原大井線については、平成20年度の完成を目指し整備を進めている。（一部、成田桑原工業団地内は供用済み）	・ 都市計画決定済み区間の整備促進 ・ 構想区間の計画検討推進
1―3 （仮称）小田原環状道路	・ 本路線は、都市計画道路穴部国府津線と穴部以西の延伸計画区間からなる道路である。 ・ 神奈川県西地域において東名高速道路、国道246号と国道1号線、西湘バイパスの東西を走る両国土軸を南北に結ぶ交通軸である国道255号は、小田原市の中心市街地において国道1号と交わることから、通過交通と市域内交通が混合し、慢性的な交通渋滞を招いており、市民の日常生活や経済活動に支障をきたしている。 ・ 本路線は、酒匂川左岸縦貫道路と連携する南北交通の受け皿として、通過交通による市街地における交通渋滞を緩和するとともに、酒匂川により分断された東西の地域を結び、広域交流を活発化させ地域振興・活性化を図ることを目的としている。	○上位計画等の位置付け（別添資料参照） ・ 神奈川県：新総合計画「神奈川力構想・プロジェクト51」及び「かながわ都市マスタープラン」並びに「かながわ交通計画」に位置付け。 ・ 小田原市：総合計画「ビジョン21おだわら」前期基本計画及び「小田原市都市計画マスタープラン」に位置付け。（現在策定作業中の総合計画後期基本計画及び都市計画マスタープランにも同様に位置付けを予定。） ・ 県西地域広域市町村圏協議会：「県西地域総合都市交通体系マスタープラン」に位置付け。 ○組織化の状況 ・ 小田原市と大井町、松田町を母体に「酒匂川左岸縦貫道路及び穴部国府津線道路建設促進協議会」を組織し、県に事業促進の要望を行っている。	○整備の状況（別添資料参照） ・ 都市計画道路穴部国府津線は、小田原市穴部地先（県道小田原山北線）から国府津地先（市道0051）までの延長6190mの道路である。 ・ 神奈川県により国府津方面から整備が進められ、平成16年11月には、都市計画道路酒匂曽我線（高田浄水場北側）までの延長 2010mが供用済みとなっている。 ・ 都市計画道路酒匂曽我線から国道255号までの約1.9㎞区間及びその先県道怒田開成小田原線までの約1.6㎞区間については、平成20年度の供用開始を目指している。 ○課題 ・ 穴部以西への延伸計画を確立し、早期に都市計画変更することが肝要である。	・ 都市計画決定済み区間の整備促進 ・ 穴部以西区間の計画検討推進

1―4 広域営農団地農道整備事業小田原湯河原線整備計画	神奈川県が事業主体となり、小田原市から真鶴町を経由し、湯河原町までの 16,650mの大規模農道を整備することにより、農産物の流通機構の強化や集出荷作業の省力化を図るとともに、都市住民との交流の促進を目的としている。 ＜当初計画＞ 事業期間　平成 8 年から 17 年 事業延長　16,650m 事業費　13,500,000 千円	＜経緯＞ 当初全体計画は事業期間が平成 8 年から 17 年、延長が 16,650mであったが、平成 12 年度に農林水産省の農道事業総点検が行われ、事業区間は 3 区間（3 期）に分割され、事業期間は平成 8 年から 37 年に変更された。さらに、平成 14 年の農林水産大臣の経済財政諮問会議での広域農道の見直しの発言を受け、平成 15 年 8 月に 3 期は中止とされた。 ＜組織＞ 平成 7 年に関係市町（小田原市、真鶴町、湯河原町）の首長等が委員となり、広域営農団地農道小田原湯河原線推進協議会を組織し、事業の遂行の推進に努めている。	・ 広域農道小田原湯河原線は小田原市早川から湯河原町鍛冶屋までの 16,650６５０mの整備である。 ・ 小田原湯河原線については、順次整備を進めており、小田原市早川箕ヶ窪工区、根府　川大カツソウ工区、真鶴町真鶴工区、湯河原町川堀工区の 4 工区の整備を実施している。・　現在までの開設延長は、3,624mとなっている。 ・ 今年度より、道交付金に移行し整備を行う予定となっている。	・ 農道完成に伴い、総合交流拠点施設や集出荷貯蔵施設の整備を図る予定である。
防災と観光に係る県西地域基盤施設整備計画調査検討会	・ 県西地域の防災対策及び地域振興・活性化に資する防災基盤、交通基盤をはじめとする基盤施設整備を推進するために、防災と観光に係る県西地域基盤施設整備計画を策定することを目的とする。	※別添資料有（規約）	※別添資料有（規約、仕様書）	・別添資料（規約、仕様書参照）
都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の整備計画	都市計画道路「和田河原・開成・大井線」は、延長約 4,430m で昭和 40 年及び 41 年に都市計画決定されて以来、部分的に整備済み箇所はあるものの、全体の約 70%の区間が未整備（一部概成済）になっている。この道路はまちづくり面（地域幹線道路網の形成、都市防災性の向上等）、社会経済面（地域経済の波及効果、地域交流・地域連携等）、交通面（道路交通渋滞の緩和等）で期待されており、この道路の早期完成を目指すものである。	・ 「神奈川力構想・プロジェクト５１」（平成 16 年 3 月）及び「神奈川力構想・地域計画」（平成 16 年 12 月）において、幹線道路及び酒匂川 2 号橋の整備が位置づけられる。 ・ 「かながわ都市マスタープラン」（平成 9 年 3 月改定）及び「かながわ交通計画」（平成 9 年 3 月改定）において、一般幹線道路に位置づけられる。 ・ 平成８年に南足柄市・開成町・大井町の１市２町により都市計画道路和田河原・開成・大井線建設促進協議会が組織された。 ＜構成＞各市町の首長、議会議員、職員 オブザーバー：地元選出県議会議員、神奈川県職員 （松田土木事務所長・足柄上地区行政ｾﾝﾀｰ所長）	・ 平成16年度現在、全長約 4,430m のうち約 1,360m が整備済み。 ・ 平成 16 年度に酒匂川２号橋建設のための調査設計費が神奈川県予算に計上された。 ・ 平成 16 年度南足柄市・開成町において整備済区間約 1,360m のうち、約 770m を幅員 12m から 20m に都市計画変更された。 ・ 全長約 4,430m を整備するための経費、敷地の確保と沿線住民の理解と協力が課題である。	当該道路は、広域的な幹線道路として重要な役割を担っており、特に周辺交通の渋滞の解消、暮らしの利便性の向上、都市防災機能の強化、さらには足柄地域経済の活性化等、建設されることにより効果は多大なものがあるため、今後とも関係機関と協議・調整を行い、県施工によるこの道路の早期整備を目指していきたい。
（仮称）酒匂右岸幹線	酒匂川右岸地域においては、南北軸の主要幹線道路として、主要地方道小田原山北線、県道怒田開成小田原線が供用開始されているものの、近年の交通需要の増加を考慮した時、その容量不足が懸念されるため、南北軸を受け持つ新たな幹線道路として、（仮称）酒匂川右岸縦貫道路の建設計画について検討したものである。	・ 「かながわ都市マスタープラン」（平成 9 年 3 月改訂）及び「かながわ交通計画」（平成 9 年 3 月改定）において、一般幹線道路に位置づけされる。 ・ 平成 9 年に（仮称）酒匂川右岸縦貫道路検討連絡会が組織される。 ＜構成＞小田原市・開成町・山北町・南足柄市各職員 オブザーバー：神奈川県職員（小田原・松田土木事務所）	・ 路線ルートの抽出段階である。 ・ 当該計画道路と平行して計画されている(都)山北開成小田原線があり、地域住民の合意形成が難しい状況となっている。 ・ 酒匂左岸縦貫道路の延伸計画との整合を図る必要がある。 ・ 地域住民の理解と協力及び建設経費が課題である。 ・ 路線の端部（小田原市分）の接続箇所は小田原環状道路を予定しており、その計画変更の必要がある。	当該道路は、酒匂川右岸地域の広域的な南北軸としての幹線道路として期待されている。現実化にあたっては関係市町間での調整事項やそれぞれの市町での解決すべき課題も多く残されており、今後さらに関係機関との協議・調整を図りながら具体的な方策について検討していきたい。
（仮称）小田原・甲府（山北道志線）整備構想	本構想は、山梨県、静岡県、神奈川県の県際地域の災害時の緊急輸送路の確保、産業や地域経済の進展を図るため、山梨県道志村、山梨県山中湖村、静岡県小山町、神奈川県小田原市及び足柄上地区 1 市 5 町が整備の促進を行うべく、広域交通拠点整備計画調査研究会を設立し、県境を越えた南北軸の整備促進を進めているもの。	・ 平成 9 年 12 月 18 日に山梨県道志村長、議長から山北町へ「山北町道志村間道路建設計画」に伴う協力要請があった。 ・ 平成 10 年度～平成 11 年度山北町長から国・県への要望書の提出及び関係市町村への説明活動を行う。 ・ 平成 12 年 7 月 13 日、山梨県、静岡県、神奈川県の 10 市町村により広域交通拠点整備計画調査研究会を設置. ・	・ 平成 12 年 7 月 13 日、広域交通拠点整備計画調査研究会の設置の同意を確認し、第 2 東名高速道路 IC 及び南北軸（仮称）小田原甲府線について期成同盟などの組織による計画促進を図るため広域交通拠点整備計画として研究会で議論していくこととした。 ・ 平成 13 年 3 月 5 日、第 2 回研究会を開催し、今後の計画の構想、路線の位置付け、今後の方向性を検討することとした。 ・ 平成 14 年 8 月 7 日、第 4 回研究会を開催し、平成 12・13 年度からの継続検討に加え、地域ニーズを踏まえた対象路線整備の必要性の検討、整備効果の定量化、トンネル事業手法について検討。 ・ 平成 15 年 5 月 27 日、第 5 回研究会を開催し、平成 12・13 年度からの継続検討に加え、地域ニーズを踏まえた対象路線整備の必要性の検討、整備効果の定量化、トンネル事業手法について検討。	・ 平成 15 年度まで調査検討をもとに、平成 16 年度以降、促進協議会等の設立に向けた調査・研究を行い、早期に整備促進協議会の設立を行い建設に向けた積極的な誘致活動を実施していく。 ・ 平成 15 年 2 月には国土交通省において首都圏計画の大環状連携軸と中部圏計画の中部横断軸が重複する地域、いわゆる富士箱根伊豆地域を対象に「観光と交流の推進による大都市圏周辺の活性化検討委員会」を設置し、富士箱根伊豆地域の地域連携テーマとして「田園都市圏再生・創造、環境保全対策、防災対策、危機管理対策、内発型産業振興、観光振興対策」をあげ、このテーマに対応した「交流情報インフラ」を検討領域として設定しており、それらにおいても国の積極的な取り組みをお願いしたい。

（仮称）第２東名及び東名山北・小山インターチェンジ設置構想	御殿場インターチェンジ（以下 IC）周辺は富士スピードウェイ、アウトレットモール、ゴルフ場、山中湖、河口湖などに向かう利用者等が集中し、御殿場 IC は大変混雑している。そのため、東京方面からの利用客の多くが２４ｋｍ手前の大井松田 IC を利用しており、御殿場 IC から大井松田 IC 間の国道 246 号線も渋滞しているのが現状である。 さらに平成 17 年、富士スピードウェイの F1 サーキット場がリニューアルする予定であり、国道 246 号は、さらに混雑することが懸念される。 御殿場 IC 及び神奈川県の大動脈である国道 246 号線をはじめ、周辺の一般道路の混雑を改善するため、大井松田 IC と御殿場 IC のほぼ中間に位置する山北町の透間地区の山砂利採取場を有効活用した新たな IC の設置と現東名高速道路鮎沢 PA にスマート IC の設置に向けた誘致を進めるものである。	・ 現東名高速道路の IC 間距離が 10ｋｍ程度に対し、大井松田 IC と御殿場 IC 間は約 24ｋｍであり、計画地は、その中間点に位置する。 ・ 国道 246 号線が東名高速道路と並行に走っており、東名の代用として利用される。特に富士スピードウェイ、ゴルフ場の配置から、ぐみ沢から菅沼間が慢性的に混雑する。 ・ 本計画地位置は、国道 246 号線に接近しており、東名から直接アクセスできる。 ・ 周辺施設としては、本計画地から 10ｋｍ圏内に富士スピードウェイ、アウトレットモール、ゴルフ場、丹沢湖などが位置し、東京方面からの利用が期待される。	・ 国道 246 号線の北側に位置し約 63 ヘクタールの砂利採取場が位置している。 ・ 東名高速道路と国道 246 号線間には JR 東海御殿場線と鮎沢川が走っている。 ・ 東名高速道路と鮎沢川との標高差は 50m程度である。 ・ 国道 246 号線北側に峰用水路が流れている。 ・ 東名高速道路の上り、下り線が分離しており、約１ｋｍ離れて、それぞれに鮎沢パーキングが設置されている。 ・ パーキング周辺は山と沢が入り組む急峻な地形である。 ・ 国道 246 号線は、東名高速道路と並行して走る約 1ｋｍ区間に 3 箇所の橋が架かっている。	・ 現東名高速道路・第２東名高速道路 IC の整備促進にあわせて、山砂利採取跡地の土地利用を推進し、環境・地域と共生する新産業創生基盤の創出を図る。 ・ 導入機能としては、環境共生型産業集積拠点機能や産業観光、交流、流通機能に加えて緊急時の非難、輸送路の確保を図るための防災拠点機能を果たすものとする。
西湘バイパスの延伸	西湘バイパス石橋インターから真鶴道路に至る国道１３５号の渋滞解消。	・ 西湘バイパスは、平成７年に小田原市の石橋インターまで延伸され、小田原市早川地区の交通渋滞緩和に寄与しているが、その先の石橋インターから真鶴道路に至る国道 135 号の区間については、特に、観光シーズンや休日には依然として渋滞が激しくなっている。 ・ 本計画は、国道 135 号の渋滞対策のため、小田原市石橋から根府川までの約 2.9㎞について、西湘バイパスを石橋インターチェンジから延伸し、真鶴道路へ連絡させるもの。 ・ 神奈川県の「かながわ交通計画」では、拠点都市および観光拠点の育成等地域経済の活性化に寄与する路線として位置付けている。 ・ 地元市町として、延伸により真鶴、湯河原や伊豆方面へのアクセスが容易に確保され、観光をはじめとした地域経済の活性化につながることから、国、日本道路公団に対して、早期事業化を要望している。	・ バイパスの延伸地域は、地形が急峻であり、ほとんどが橋りょうやトンネルとなるため、整備には多大な事業費が必要である。 ・ このため、限られた道路財源のなか、有料道路事業と一般道路事業との合併施行方式による事業化などが検討されてきた。 ・ こうした中、神奈川県西湘地域における将来の広域幹線道路網や、西湘バイパスと真鶴道路間における渋滞対策の検討を行うことを目的として、平成 13 年５月に国土交通省、日本道路公団、神奈川県、地元市町（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町）で構成する「神奈川県西湘地域道路検討会」が設置され、平成 15 年４月に検討結果が取りまとめられた。 ・ 検討結果として、当面は、現道である国道 135 号の機能拡充を最大限に行うこととし、長期的な対策としては、主に山側を中心とする２車線のバイパス整備を基本方針としている。 ・ この結果を受けて、新たにトンネル技術等の専門家も加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を平成１６年２月に設置し、バイパス計画の具体化に向けた検討を行っている。	・ 引き続き、バイパス計画の具体化に向けた検討を行っていく。

２．基幹的な広域避難・観光アクセスに係る海上交通計画・構想

①計画・構想名	目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題（検討経緯と内容及びその課題）	今後の方針
海上観光調査検討事業	小田原漁港周辺の観光客数の増加を目指すとともに、既存の観光ルートに加え、新たな海上観光のルートを確立し、回遊性の向上と地域全体の集客数の増加を図る。	早川・江之浦地域は豊かな自然に恵まれており、小田原漁港を中心に漁業も盛んな地域であるが、海を活用した観光事業等は少ない。	平成 17 年度は、９月に開催される「小田原みなとまつり」（全国豊かな海づくり大会小田原地域大会）に併せ海上遊覧を実施する予定だが、本格的な遊覧船の確保（借上げ予定）や江之浦漁港への入港可否の検証が必要。	平成 17 年度から数年間は試行的に「小田原みなとまつり」に併せ実施する予定だが、好評であれば観光事業の一環として、定期的な運行や運行ルートの拡大等を検討していく。
真鶴港みなとまちづくりプランの策定	・ 平成 16 年末に設立された、地元住民を中心に構成された、真鶴港みなとまちづくり協議会の活動を通じて、真鶴港を拠点とした地域の振興を図る。 ・ 真鶴港の将来像等を定めた、みなとまちづくりプランを策定する。	・ 平成 16 年末に設立された真鶴港みなとまちづくり協議会は昨年、2 回の協議会を経て、今年、１月に開催される例年行事の第 48 回真鶴半島駅伝競走大会を模擬店出店によりサポートした。今後は、上位計画である「神奈川力構想」や今年度以内にまとめられる予定の「真鶴港活性化整備計画」と整合を図り、みなとまちづくりプラン策定・実現を目指し、努力する。	・ 防災面では平成７年までに、真鶴港の第４及び第５物揚場の耐震化を終えており、県の地域防災計画においても緊急物資受け入れ港（水深 4m、300 トン貨物船、３バース）として位置づけられている。 ・ 今後は、真鶴港活性化整備計画の実現に向けた事業化に伴う予算確保が課題となる。	・ ソフト面では、今後は真鶴港みなとまちづくり協議会の活動を充実かつ活発化させ、地域の振興を図る。 ・ また、ハード面では真鶴港活性化整備計画の実現に向け、国庫補助等事業化に向け、予算の確保に対しても努力していく。

３．基幹的な広域避難・観光アクセスに係る航空交通計画・構想

①計画・構想名	目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題（検討経緯と内容及びその課題）	今後の方針
ヘリコプター臨時離着陸場の指定（小田原市地域防災計画）	発災時の迅速な初動体制及び広域的な応援体制を確立するため、ヘリコプター臨時離着陸場を市内１１箇所に定める。	地震等の災害による運用は未だ無いが、ドクターヘリ（救急医療用）の運用による離着陸は行われている。（平成 15 年 1 月～12 月 48 件）	災害時のみに使用できるヘリポートがほとんどであり、平常時の防災訓練では離着陸訓練ができないため、運用に係る問題点の抽出が困難となっている。	発災時に傷病者、資機材等を迅速に搬送できるよう、陸路のほか、空路、海路（小田原漁港等）の確保を引き続き図るとともに、防災訓練等を通じて、災害時の実効性を高めるよう努める。

４．広域避難地・観光拠点に係る計画・構想

①計画・構想名	目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題（検討経緯と内容及びその課題）	今後の方針
みなとの駅等整備検討事業	小田原の資源の一つである海をテーマとして集客施設を整備することで、交流人口の増加を図るとともに、地場産品の販売促進や地域経済の活性化を図る。	小田原漁港周辺は、県の「小田原漁港特定漁港漁場整備事業」により整備が進められているが、大規模集客施設の整備計画はなく、また、近隣の国道 135 号線にも無料休憩施設や大型駐車場はない。	県の整備に併せ、集客施設の建設規模や関係省庁、県、地元漁協などとの調整が必須である。また、市民にとって馴染みの薄かった漁港を観光やにぎわいの拠点として活用してもらうため、海産物だけでなく、農産物や小田原伝統工芸品の直売施設なども併設した新しい施設整備を検討する。	海を中心とした集客施設整備のため、外部調査機関へ具体的な施設、利用方法の検討、施設管理・運営方法について調査を依頼し、早期に実施計画を決定する。
（仮称）高松山畜産団地計画	・ 高松山の豊かな自然環境などの地域資源を活かし、生産性の高い畜産経営を主体にした資源循環・交流型の複合産業等の導入による地域振興を図る。 ・ 現在のアクセス道路では、本計画により想定される交通需要に対応が困難なため、周辺農林地の保全管理及び生産性の向上や防災上のライフラインを確保など松田町寄地区との連携を含めて、新設のアクセスルートを計画する。	・ 神奈川力構想・プロジェクト 51 地域計画に「高松地区整備計画の推進」が位置付けられている。 ・ 山北町第 2 次土地利用計画に「複合型産業創生ゾーン」として位置付けられ、地域特性を活かした畜産業の集積とともに、観光交流を含めた関連する様々な産業誘致の検討を図るものとしている。 ・ 平成 14 年度に山北町土地開発公社で、約 86 万㎡の土地を取得。 ・ 以降、土地の利活用について、町で調査検討を開始。	・ 平成 14 年度高松地区土地利用調整計画基礎調査の実施(町)～基本構想 ・ 平成 15 年度高松地区土地利用調整計画調査の実施(町)～基本計画 ・ 平成 15 年度畜産環境基本調査の実施(農林水産省) ・ 平成 16 年度高松地区土地利用整備計画調査の実施(町)～整備計画 ・ 平成 16 年度畜産環境基本調査の実施(農林水産省) ・ 平成 16 年度から国、県、町で検討委員会を設置し、高松地区の土地利用について検討を開始。第 1 回検討委員会では、アクセス道路の問題がポイントとなり、道路を含めて全体計画に国の補助制度の導入可能性を具体的に検証していく必要がある。	・ 平成 17 年度から、農林水産省で特定中山間保全整備事業の基本調査が実施され、アクセス道路や農用地整備等について、具体的に検討を行う。 ・ 畜産団地及び堆肥化施設の事業主体との調整を図り、実施計画を検討する。 ・ 自治会や地権者に説明会を実施する。
県立小田原西部丘陵公園（仮称）の整備	・ 「ふるさとふれあい公園」を計画のテーマとして、身近な里山の自然や生活文化とのふれあいを通じて、遊びながら学び、発見する喜びが体験できる知的要素を盛り込んだ県立都市公園（広域公園）を整備する。	・ 県総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト 51」や、広域的な観点から緑地の配置計画等の必要な指針を定めている「神奈川広域緑地計画」等に位置付けられている。 ・ 平成９年度に都市計画決定を行い、同年度に都市計画事業認可を得た。 ・ 新エネルギーを活用した公園として整備を行う。	・ 全体計画面積約 69ha のうち、「集いの丘ゾーン」、「ふるさとの丘ゾーン」の約 17ha を 1 期整備区域として整備し、その後残りの約 52ha を段階的に整備を行う。 ・ 平成 10 年度から用地買収に着手しており、平成 17 年度に一部開園予定である。	・ 引き続き計画的に整備を行う。
県立山北つぶらの公園（仮称）の整備	・ 「つぶらの歳時記の杜」を計画のテーマとして、豊かな自然や生活文化が織りなす四季折々の魅力を体験し、“保全する自然”をベースに“創造する自然”を加えた“自然の舞台”をつくり、山北町らしさを持つ郷土景観を点在させた県立都市公園（広域公園）として整備する。	・ 県総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト 51」や、広域的な観点から緑地の配置計画等の必要な指針を定めている「神奈川広域緑地計画」等に位置付けられている。 ・ 平成 10 年度に都市計画決定を行い、平成 14 年度に都市計画事業認可を得た。	・ 全体計画面積約 106ha のうち「桜の丘」を中心とした約 18ha を 1 期整備区域として整備し、その後段階的に整備を行う。 ・ 平成 14 年度から用地買収に着手しており、「山北つぶらの歳時記の杜」を構成する大野山ふれあい牧場、山北ふるさと館等の平成 17 年度の整備目標に併せ、公園についても平成 17 年度に一部開園（約 5 ha）を予定していたが、平成 15 年度に公園区域内において希少生物が発見されたため、事業を一部休止し、1～2 年程度の自然環境調査を行うことになった。	・ 引き続き計画的に整備を行う。

５．広域防災・観光振興に係る総合協定締結の動向の有無

①総合協定名等	②目的（協定の具体的な目的）	③現状（協定締結構成市町村、協定内容、活動状況など）	④活動実施上の課題	⑤今後の方針
既存	火災やその他の災害が発生した時に相互の消防力を活用し、災害による被害を最小限度に防止し安寧秩序を保持する。	(1)神奈川県下消防相互応援協定 a,神奈川県内全市町村による協定 b,災害時、消防隊、救急隊等その他必要な人員資機材を相互に出場させ若しくは調達して応援活動を行う。 (2)三島市及び箱根町消防相互応援協定 a,市と箱根町による協定 b,災害時、消防隊、救急隊等その他必要な人員資機材を相互に出場させ若しくは調達して応援活動を行う。 (3)裾野市及び箱根町消防相互応援協定 a,裾野市と箱根町による協定 b,災害時、消防隊、救急隊等その他必要な人員資機材を相互に出場させ若しくは調達して応援活動を行う。 (4)箱根町及び田方地区消防組合消防相互応援協定 a,箱根町と田方地区消防組合による協定 b,災害時、消防隊、救急隊等その他必要な人員資機材を相互に出場させ若しくは調達して応援活動を行う。 (5)消防相互応援協定（御殿場市・小山町広域行政組合） a，御殿場市・小山町広域行政組合と箱根町による協定 b,災害時、消防隊、救急隊等その他必要な人員資機材を相互に出場させ若しくは調達して応援活動を行う。 (6)消防相互応援協定（南足柄市消防団） a，南足柄市と箱根町による消防団応援に係る協定 b,災害時、消防団（人員資機材）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動を行う。	特になし	協定市町村相互に連絡を密にし災害に対応する。
既存 「災害時における相互援助に関する協定書」	県西地域広域市町村圏を構成する市町の区域において大規模な災害が発生した場合における相互援助を行うことを目的とする。	小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、中井町、箱根町、真鶴町、湯河原町 県西地域広域市町村圏協議会防災分科会において、会議等を年数回開き、情報交換をしながら連携を図っている。		より一層の連携を図る。
既存 「金太郎防災友好都市協定」	大規模な災害が発生し又は発生の危険がある場合、それぞれ異なる市町の特色を活かし協力し、災害時の応急対策を行う。	南足柄市、静岡県小山町		より一層の連携を図る。
既存 神奈川県下消防応援協定	火災その他の災害が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止し、安定秩序を保持する。	県下28市町及び組合の長 横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、足柄消防組合、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、津久井郡広域行政組合、愛川町 消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材の相互出場若しくは調達による応援活動 平成16年9月山北町の水難事故の対応のため、小田原市から消防署員が出動。	特になし	引き続き、協定の活用を図る。

既存 日本水道協会神奈川県支部災害応援	地震、異常渇水その他の災害の場合に、日本水道協会神奈川県支部に所属する正会員が、相互間で応援活動を行う。	県・市・町等 20 団体 神奈川県企業庁、神奈川県広域水道企業団、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、三浦市、秦野市、座間市、南足柄市、松田町、湯河原町、真鶴町、箱根町、藤野町、愛川町、山北町、中井町、開成町、大井町 応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧用資機材の供出 平成 16 年新潟県中越地震の対応のため活動を実施。小田原市から 14 名の職員が従事。	特になし	引き続き、協定の活用を図る。
既存 災害時における相互援助	各市町の区域に大規模な地震が発生した場合に、相互間で援助協力を行う。	県西 2 市 8 町 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 食糧・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供、被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供、住民及び観光客等の滞留者を一時収容する施設への受け入れ、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣、ヘリコプターの臨時離着陸場の相互利用等	協定締結から年数が経過しており、新たな防災課題等に応じた協定内容の見直しが必要。	協定の実効性を高めるため、協定に基づく防災訓練等の検討・実施を行っていく。
既存 県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援	災害緊急時における上水道の安定供給を推進するため、相互応援の確立を図る。	県西 2 市 8 町 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧用資機材の供出、隣接市町水道事業者間の水道緊急連絡管接続事業の計画実施 水道緊急連絡管接続事業については、平成 2 年度から平成 11 年度まで実施し、相互融通管を 11 箇所布設済み。	特になし	引き続き、協定の活用を図る。
既存 県自治体病院災害時相互応援	災害を受けた県立・市立病院が独力では十分な応急措置がとれない場合に、被災病院の医療救護活動を円滑に実施するための応援活動を行う。	県自治体病院(10 県・市) 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、大和市 薬品、診療材料、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供、医療救援に必要な車両及び舟艇等の提供、医療系職・技術系職・技能系職等医療救護に必要な職員派遣等	協定締結から年数が経過しており、新たな防災課題等に応じた協定内容の見直しが必要。	協定の実効性を高めるため、協定に基づく防災訓練等の検討・実施を行っていく。
既存 全国青年市長会災害相互応援の要綱	被災した会員市のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に相互間で応援活動を行う。	全国青年市長会(57 市) 鎌ヶ谷市、水戸市、石岡市、岩井市、牛久市、北茨城市、今市市、静岡市、一宮市、犬山市、小牧市、池田市、枚方市、海南市、因島市、下関市、光市、柳井市、平田市、観音寺市、東予市、高知市、八女市、鹿島市、宮崎市、指宿市、垂水市、石垣市、恵庭市、大館市、男鹿市、湯沢市、久慈市、石巻市、会津若松市、いわき市、柏崎市、白根市、小松市、敦賀市、大野市、岡谷市、武蔵村山市、稲城市、小田原市、大和市、東松山市、鳩ヶ谷市、朝霞市、新座市、幸手市、銚子市、柏市、八千代市、我孫子市 食糧・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供、救援及び救助活動に必要な車両等の提供、被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供、被災者を一時収容するための施設の提供、被災児童・生徒等の一時受け入れ、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣、ボランティアのあっせん等	協定締結から年数が経過しており、新たな防災課題等に応じた協定内容の見直しが必要。	協定の実効性を高めるため、協定に基づく防災訓練等の検討・実施を行っていく。

既存 災害時における相互応援	被災した協定市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、被災市区町以外の協定市区町が相互に応急対策及び復旧活動を行う。	東海道五十三次及び東海道縁の 19 市区町 品川区、横浜市、小田原市、箱根町、函南町、三島市、清水市、長泉町、岡部町、藤枝市、豊明市、桑名市、亀山市、関町、土山町、水口町、石部町、草津市、大津市 食糧・飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供、被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供、応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣等	協定締結から年数が経過しており、新たな防災課題等に応じた協定内容の見直しが必要。	協定の実効性を高めるため、協定に基づく防災訓練等の実施を引き続き行っていく。
既存 西さがみ連邦共和国観光交流推進協議会	協議会は、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の１市３町で構成する西さがみ連邦共和国の固有な地域特性を踏まえた観光戦略のもと、地域の幅広い関係者が一体となって、魅力ある地域づくりと観光交流の拡大を推進し、地域の経済活性化、生活環境の向上及び多様な観光ニーズに応えることを目的とする。	＜構成市町＞小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町 (１)観光交流空間づくりを推進するために必要な調査・研究及び連絡調整に関すること (２)観光交流空間づくり基本構想の策定に関すること。 (３)基本構想に基づく事業プランを計画的、一体的に推進するために必要な調整及び取りまとめに関すること。 (４)その他、協議会の目的達成に必要な事業に関すること。	・国、県との調整 ・民間企業・団体との協調 ・協議会の運営費、事業費等の財源確保。	「西さがみ連邦共和国観光交流空間づくり基本構想」達成のための具体化策として策定した「リーディングプロジェクト」の実施
既存 北条早雲観光推進協議会	協議会は、第４条の規定により協議会を組織する市町村が連携して北条早雲の多様な偉績や魅力を活用した観光事業を展開し、もって、当該市町村の活性化を図ることを目的とする。	＜構成市町＞ 岡山県井原市・静岡県沼津市・韮山町・小田原市・箱根町(１)北条早雲の認知度を高めるための事業 (２)北条早雲を活用した誘客宣伝事業 (３)前２号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業		・大河ドラマ採択陳情事業
山梨県・静岡県・神奈川県地震対策連絡会議	・ 神奈川県において、地震等により本県又は隣接県、あるいは両県にまたがって災害が発生したとき、相互に救援協力して被災した公共施設の応急対策等を実施することが必要となることから、県土整備部は山梨県土木部及び静岡県土木部と、それぞれ確認書を取り交わしている。	・ 山梨県土木部及び静岡県土木部とで、合同地震対策連絡会議を毎年２回実施しており、物資、資機材等の確保及び支援体制確立のために必要な検討を行っている。 ・ また、実際に災害が発生した時に備えて、確認書に基づく応援が円滑に行われるように合同で防災訓練の実施を行っている。 ・ 神奈川県小田原土木事務所～静岡県熱海土木事務所 ・ 神奈川県松田土木事務所～静岡県沼津土木事務所 ・ 神奈川県津久井土木事務所～山梨県都留土木事務所 ・ 静岡県富士土木事務所～山梨県身延土木事務所	・ 整備済	・ 各自治体とも防災対策において、連携の必要性を認識しており引き続き検討を行っていく。
災害時の相互応援に関する協定	地震災害、火山災害、風水害その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町独自では十分な対応ができないときに、相互に応援を図り、応急対策を円滑に遂行するため。	被災者等のための収容施設の提供・被災者等収容者への食糧、飲料水、生活必需品等の提供や災害対策及び応急復旧に必要な資機材等のあっせん及び提供さらに災害対策及び応急復旧に必要な職員の派遣を含めた総合的な相互応援活動を行う。	特になし	協定市町村相互に連絡を密にし、災害に対応する。

７．その他広域避難・観光振興に係る計画・構想

①計画・構想名	②目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画等の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題　（検討経緯と内容及びその課題）	⑤今後の方針
パーク＆ライド	（渋滞緩和・環境保全対策として） 箱根は、観光地であることから観光シーズンには町内主要幹線道路が慢性的な渋滞をおこしており、箱根に対するイメージを悪くしている。 その対応策として、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて、目的地まで輸送するパーク＆ライドを進める。 クルマを使う時間が減るので、環境にやさしく、郊外で電車にのりかえるため、渋滞のイライラを感じることなく、時間どおりに目的地まで行くことができる。	「箱根町バス等公共交通研究会」や「HOT21 観光プラン」などで課題として検討しているが、下記理由により、現在、保留中である。	町内に広い駐車場の適地がないため、箱根の玄関口である小田原、御殿場、三島市に適地を求めなければならず広域的な連携が必要である。	富士箱根伊豆交流圏や西さがみ連邦共和国の組織の中で、問題提起していきたい。
御殿場線沿線地域活性化検討会の活動	御殿場線を交流の軸とした魅力ある一大空間の形成を図り、沿線地域の活性化を推進すること。	御殿場線沿線地域活性化検討会（沿線地域の 13 市町、神奈川県及び静岡県で構成）において、沿線地域の有する地域資源の活用による活性化方策の検討を行い、「ウェルネス」（食と健康）をテーマとした具体的事業案を組み立てている段階にある。事業実施に向けては、地域の自発的な活動を促すため、沿線地域の NPO などの住民団体や事業者などに対してアンケートやヒアリングを実施して、地元との協働による事業実施ための体制を築きつつある。	御殿場線沿線地域活性化検討会において、平成 15 年度は沿線地域の健康資源や医療資源の活用による「ウェルネス」が活性化のテーマとして掲げられ、平成 16 年度はこれを受けた具体的な地域資源の掘り起こしと事業企画案の作成を行っている。今後は、平成 16 年度中に構築した事業計画案を実現していくための体制整備や実施主体の枠組みについての検討が必要となってくる。	① 御殿場線沿線地域の物産を活かした健康食提案コンテストの開催、 ② 御殿場線沿線地域の「食資源」と「健康」に関する啓発・情報発信事業 ③ 沿線地域の祭、イベント会場巡回による「市民創作料理・健康屋台村」開設 ④ 御殿場線沿線地域・ツーリストと住民の「交歓／交換市場」の開催 ⑤ 御殿場線沿線の自然環境を活かした”市民駅伝マラソン”／”沿線宝探しウォークラリー” の５つのメニューを、平成 17 年度以降の体制・枠組みの中で実施していく予定である。
かながわツーリズム推進指針（平成 16 年 3 月策定）	・ 観光は、人々の心豊かな生活の実現、地域の活性化、国際理解の深化に資するものとして、今後、ますます重要な役割を担うものと期待されている。県としても、こうした観光に対する期待に応えるため、観光をめぐる環境変化や動向に応じた、また広域自治体としての県の役割を踏まえた、実効性の高い施策を推進していくことがこれまでに増して求められている。 ・ そこで、新たに、県が推進すべき観光施策の基本的な考え方や重点的に進めるべき施策の方向等について、観光名所を見てまわるこれまでの観光に加え、体験や学習、交流などをテーマとする地域の特色を生かした観光魅力づくりや、観光 PR・観光情報の効果的な提供、国際観光客の誘致などを施策の方向とする「かながわツーリズム推進指針」を策定した。	・ 県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト 51」を補完する個別指針として位置付けている。	・ 市町村や関係団体などとの共有の認識のもと、県の関連施策とも連携して、県の観光施策を進めるため、平成 14 年 2 月に、神奈川県観光審議会に対し、「かながわ観光施策推進指針（仮称）」の策定についての諮問を行い、平成 15 年 2 月に、県が早急に推進すべき観光施策についての、基本的な考え方や重点的に進めるべき施策の方向等について答申をいただき、「新総合計画」の策定と併せて検討を進めた。	・ 現時点では、特になし。

西さがみ連邦共和国観光交流推進協議会観光交流空間づくりモデル事業計画	国土交通省交通省の「観光交流空間づくりモデル事業」選定のため	【地域の観光の現状】 ○本地域は、首都圏から 70～90㎞圏の神奈川県南西部に位置する地域で、日本有数の国際観光地である「富士箱根伊豆国立公園」という観光基盤を有している。 ○気候は温暖で、相模湾・箱根外輪山・箱根湯河原温泉郷など自然資源に恵まれ、また歴史・文化においても観光地として多くの魅力をもった地域である。 ○2003 年観光入り込み客数は、宿泊観光客数 600 万人、日帰り観光客数 2,400 万人、合計 3,000 万人。特に箱根町だけで 2,000 万人の集客がある。また、箱根町を中心に海外からの観光客も多い。 ○しかし、入込観光客数（特に宿泊客数）は近年減少傾向にある。 ○宿泊施設関係では、特に寮・保養所の減少が目立つ。一方、日帰り入浴施設は増加している。 ○主要アプローチ道路としては、小田原市と箱根町を繋ぐ国道1号、138 号、箱根新道、箱根ターンパイク、小田原市と真鶴町・湯河原町を繋ぐ国道 135 号、西湘バイパス・真鶴道路等があげられるが、主要道路が集中するボトルネック状態となっており、また、道路自体が不足気味のため、週末、夏季等には、交通渋滞が著しく発生している。 ○小田原駅を中心に東海道新幹線、東海道本線、小田急小田原線、箱根登山鉄道、伊豆箱根鉄道の鉄道５社が乗り入れており、西さがみ地域への交通アクセスは良く、小田原駅では、東西自由連絡通路の完成や駅前広場整備、駅ビル建設着手など、観光客を含めた利用者の利便性は向上している。 ○しかし、主要駅から目的地までのバス路線等は、回遊性やバリアフリーへの対応が充分とはいえない状況にある。 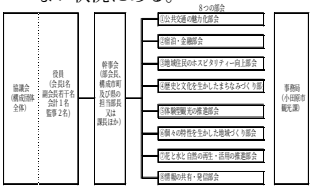	事業実施主体との調整	アクションプログラムの策定・遂行・進行管理
（仮称）国有林ふれあいプロジェクト構想	山北町は、県内森林面積の 21%を有し、森林の面積の内、国有林については東京神奈川森林管理署内の約 54%を占める 6,225ha で町の面積の約 28%を占めている。 豊かな森林（国有林）とその恵みから育まれた清流は、広く国民共通の財産であり、水源地域の豊かな森林として国民にきれいな空気と水を提供している。 町では、この広大な国有林を活用し、森林の持つ役割、大切さを都市の多くの人々に理解していただくとともに、ふれあい親しむための体験学習、自然観察の他、現代のストレス社会において森林がもたらしてくれる生理的、心理的リラックス効果「森林セラピー」の場として利活用の推進を図ることをめざすものである。	・ 民有林においては、森林体験などの事業展開を毎年、県・町共に実施をしている。 ・ 国有林における森林体験学習の場や癒しの場の活用がされていない。 ・ 国有林までの道路アクセスの検討が必要である。	・ 平成 15 年度「国有林ふれあいプロジェクト」基本構想策定。 ・ 平成 16 年 2 月 20 日、国有林の活用に向けて国・県・町の森林担当レベルの山北町国有林ふれあいプロジェクト検討委員会を設置。 ・ 平成 16 年 5 月 28 日、第 2 回国有林ふれあいプロジェクト検討委員会開催、午前→国有林現地調査、午後→国有林活用手法の検討。 ・ 平成 16 年度「国有林ふれあいプロジェクト」基本計画策定。	・ 平成 16 年度「国有林ふれあいプロジェクト」基本計画をもとに、さらに検討委員会の意見集約を図りより良い国有林の活用について検討を進める。 ・ 国有林の活用を図る上で林野庁の積極的な協力が必要であり、今後、林野庁を含めた中でその整備手法について協議する必要がある。

■山梨県

1. 基幹的な広域避難・観光アクセスに係る道路整備計画・構想

①計画・構想名	②目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画等の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題（検討経緯と内容及びその課題）	⑤今後の方針
甲府芦川富士河口湖富士吉田線促進期成同盟会	現行道 137 号線以外のルートとして、新設道路建設 延長：5.8ｋｍ 幅員：12m　現在はトンネル着手	一般県道整備 甲府市・笛吹市・富士吉田市・富士河口湖町・中道町・西桂町・芦川村・豊富村・山中湖村・忍野村	事業費の確保が困難	早期実現に向けて、陳情を展開する。
	・東富士五湖道路の 4 車線化の整備促進 ・国道 138 号線の整備強化（複数ルート及び抜け道） ・東名中央連絡道路建設促進期成同盟の組織強化	国道 138 号の交通渋滞	富士スピードウェイのリニューアルオープンに向け交通渋滞はさらに加速するに伴い県道山中湖・小山線に加え、県道山中湖・山北線の整備が重要な代替道路となるため、整備の強化を促進。	
山梨県都市計画マスタープラン（富士北麓都市計画区域） （富士吉田市都市計画マスタープラン）	都市計画区域マスタープラントは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画法第 6 条の 2）のことを言い、人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、都市全体や身近なまちを将来どのようにしていきたいかについて基本的な方針を定めるものである。 また、マスタープランには、まちづくりに対する合意形成を図り、基本的な方針をあらかじめ地域の方々に明らかにした上で、個々の都市計画をこれに基づいて定める、という分かりやすい都市計画決定のしくみを創り出すという目的もある。	※別添資料有	※別添資料有	※別添資料有 特に、広域避難路として重要な、「甲府富士北麓連絡道路」「国道 139 号（富士吉田市から都留市の区間）」を強く実現を図りたいと考えている。
富士山火山防災協議会（富士北麓 8 市町村）関係機関に対する要望書	具体的な防災対策の検討を進める中で課題を抽出・整理し、関係機関に対して要望書を提出し、火山防災対策の早期実現を図る。	※別添資料有	※別添資料有	広域避難路については、主に国道や県道、有料道路である。従って、実現に向けて継続的に要望をしていく。 特に広域避難路として重要な、「甲府富士北麓連絡道路」「国道 139 号（富士吉田市から都留市の区間）」を強く実現を図りたいと考えている。 また、富士見バイパス（国道 139 号）北部から直接中央自動車道富士吉田船への乗り入れ可能なインターチェンジは、現状における広域避難路に有効であると考えている。
県道山中忍野富士吉田線（通称 1 市 2 村連絡道） ※別添資料有	国道 138 号線の渋滞緩和のため富士吉田市から忍野トンネル（貫通済）を経由し、山中湖まで通ずる県道。		一部用地買収が終了していないため、完成予定の目途がたっていない。	
中部横断自動車道建設促進	中部横断自動車道は、静岡市から山梨県を通過し長野県佐久市に至る延長約 136ｋｍの高速道路で、東名高速道路、第二東名高速道路、中央自動車道及び上信越自動車道と接続する。静岡と山梨を結ぶ国道 52 号線は、雨量規制区間が 8 箇所あり天候に左右されやすい道路です。中部横断自動車道ができれば、目的地により早く、より確実に着くことが可能となり、過疎の町の企業誘致にも弾みがつき、また、発生が予想される東海沖地震などの災害の際には緊急輸送路としての役割を果たす。	中部横断自動車道（富沢・増穂）建設促進連絡協議会（事務局 身延町）は、中部横断自動車道における山梨県内の建設を速やかにかつ合理的・効率的な方法で促進し、山梨県中部横断自動車道建設促進期成同盟会及び各種団体との連絡強調を図りつつ、沿線地域の開発が最も効果的に実施され県勢の振興と地域の発展に寄与することを目的としている。	中部横断自動車道は、平成 5 年 11 月に増穂～双葉 JC 間の施工命令、平成 10 年 12 月に富沢～増穂間の施工命令がされ、14 年 3 月に白根 IC～双葉 JC 間が共用開始となり、16 年 3 月南アルプス IC～白根 IC が開通した。さらに 16 年 11 月からは静岡県境～富沢 IC でルートを確認するための中心杭を打つ作業に着手、また、六郷 IC～増穂 IC 間でも本年度中に建設に向けた地元協議に入る予定など残る区間でも建設に向けた作業が進められている。	山梨県・静岡県中部横断自動車道建設促進連合会、山梨県中部横断自動車道建設促進期成同盟会との連絡強調を図りつつ、中部横断自動車道の早期実現がされるよう強く要望する。

2．基幹的な広域避難・観光アクセスに係る海上交通計画・構想

①計画・構想名	目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題（検討経緯と内容及びその課題）	今後の方針
		現在建設中である施設（総合公園）の将来計画として、船着き場を設置し、山中湖畔全域と連携した、また災害時の動線としても利用していく予定。		

3．基幹的な広域避難・観光アクセスに係る航空交通計画・構想

①計画・構想名	目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題（検討経緯と内容及びその課題）	今後の方針
		現在建設中である施設（総合公園）にヘリポートの計画があり、防災の観点からも災害時の物資の輸送等に利用していきたい。	2006 年に静岡空港が開業されることにより、第一東名及び第二東名の空港へのアクセス道路の整備促進の要望。	

4．広域避難地・観光拠点に係る計画・構想

①計画・構想名	目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題（検討経緯と内容及びその課題）	今後の方針
富士北麓災害時の相互応援	富士火山災害、地震及び風水害、その他の災害発生した場合、構成市町村で迅速な救助救護活動及び避難活動を確保することで、地域住民はもとより観光客の安全に資する。			協定書に基づき、関係市町村で連絡体制を確保する。
	・ 県道山中湖・山北線の整備 ・三国峠から丹沢方面への林道整備	国道 138 号は、大変な交通量で、特に観光シーズンは慢性的に渋滞している。東富士五湖道路が併行して走ってはいるが、須走インターから御殿場までの国道が 1 本になっている。	富士スピードウェイのリニューアルオープンに伴い、さらに渋滞が予想され、県道山中湖・小山線に加え、県道山中湖・山北線の整備は重要な代替道路であり、観光周遊道路となる。観光地であるこの地域において、もし災害が発生した場合の想定は、防災の拠点からも早急な検討と実施が臨まれる。	
富士火山防災マップ作成→「広域避難場所の相互提供」	火山防災対策では、地震や風水害には無い「広域避難」という概念がある。これは単独の自治体では避難場所の確保ができないからである。 富士山火山防災協議会（富士北麓 8 市町村）では、相互応援協定をより具体的に進めるため、広域的な「防災マップ」の作成を進めている。これを作成するためには、それぞれの市町村の避難場所を再度点検することとなり、火山噴火の際には広域比案場所として相互に提供し合う。	年度内に、防災対策に必要なデータを整理するとともに、富士北麓地域を 3 つのブロックに分けて付帯的な防災対策を検討する。 最終的に、これらのマップを掲載し、全戸配布する。	課題は多数ある。山梨県は防災対策を含めて、すべての面で消極的で、主導的には動かない。 富士山の防災対策は、広域におよぶことから、国・県がある程度主導的に動かないと何も変わらない。 このままでは、火山のマイナス面ばかりが表に出て、産業や住民生活への影響が懸念される。	市町村のできる防災対策を検討実施するとともに、国・県にお願いしなければならないものに対しては、継続的に要望活動を続けていく。

5．広域防災・観光振興に係る総合協定締結の動向の有無

①総合協定名等	②目的（協定の具体的な目的）	③現状（協定締結構成市町村、協定内容、活動状況など）	④活動実施上の課題	⑤今後の方針
富士北麓災害時相互応援に関する協定	富士山火山災害、地震及び風水害、その他の災害が発生した場合、構成市町村で迅速な救助救護活動及び避難活動を確保することで、地域住民はもとより観光客の安全に資する。	富士北麓災害時相互応援に関する協定 富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・鳴沢村・忍野村・上九一色村・山中湖村・身延町） 災害時における相互応援に関する協定書 笛吹市（旧御坂町）		
既存	Ⅰ災害時における相互援助に関する協定書 （締結日：H7.6.30）（構成市町村：県内市 H7 当時） Ⅱ災害時における相互援助に関する協定書 （締結日：H9.5.9）（構成市町村：習志野市、丸山町） Ⅲ富士北麓災害時の相互応援に関する協定 （締結日：H15.12.11）（構成市町村：富士北麓 8 市町村）	・ 別添資料有（協定書） 「Ⅰ」及び「Ⅱ」については協定のみ、具体的な活動を実施しているのは、「Ⅲ」のみで、内容については、協定書に記載しているとおり。	それぞれの目標が達成されると、定期的な活動は限りなく少なくなる。	「Ⅰ」については、火山防災上広域避難の受け入れ等についてを追加・確認する必要がある。 「Ⅱ」については、年 1 回程度の担当者会議を行い、相互応援の確認と情報交換が必要である。 「Ⅲ」については、さらに協力体制を強化したい。
計画 未定	富士山火山噴火が起きた場合に、リスクのある富士山を取り巻く市町村が協力し、その他の災害を含む災害時の相互応援を行うとともに、具体的な防災対策の計画的実施を促すための活動を行う。	「富士北麓災害時の相互応援に関する協定」をベースに調整中	予想される被害の大小から、市町村によっては考え方に温度差がある。	困難な課題はあるものの、災害時に協力ができる体制をとることは、非常に有意義であることから、引き続き強力に進めていく。
災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連絡軸協議会）	協議会構成市町村において大規模な災害が発生した場合における、相互応援のため。	長野県　佐久市他 8 町村 山梨県　甲府市他 33 市町村 静岡県　静岡市他 1 市 合計 3 県 45 市町村（平成 9 年協定時） 活動状況　年 1 回研修会の開催	市町村合併により構成市町村に変動があるため、再度協定を確認、締結する必要がある。	
災害時における相互応援に関する協定書		富士河口湖町、御坂町		

7．その他広域避難・観光振興に係る計画・構想

①計画・構想名	②目的（計画・構想の具体的な目的）	③現状（地元の状況など：上位計画等の位置付け、組織化の状況など）	④検討（整備）の状況・整備に向けての課題　（検討経緯と内容及びその課題）	⑤今後の方針
	・避難拠点・避難ルート等の情報通信システム整備		・広範囲な周辺地域との連絡システム整備検討。	